

特定非営利活動法人 地球市民の会 個人情報保護規程

特定非営利活動法人地球市民の会（以下、「当会」という。）は、個人情報の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、支援者と受益者、及び地球市民の会理事、職員など全ての利害関係者の個人情報の保護に関する規定を次のように定める。

（目的）

第1条 この規定は、当会が保有する個人情報の取り扱いに関して必要な基本的事項を定め、個人情報の保護を目的とする。

（定義）

第2条 この規定において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、その情報に含まれる住所、氏名、生年月日、電話番号、e-mail アドレス、その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報、ならびに個人に関連する情報（寄付履歴、アンケート、参加リスト、お問合わせなどを含む）と定義する。

（利用目的の特定）

第3条 個人情報の収集は、あらかじめその利用目的を明示し、できる限り特定しなければならない。

2 利用目的を変更する場合は、本人に通知するとともに、変更前の利用目的と関連性の有する範囲を逸脱して行なってはならない。

（利用目的の通知等）

第4条 前条の利用目的は、あらかじめ公表されている場合を除き、本人に通知し、又は公表しなければならない。また、本人の同意を得ないで、利用目的以上の範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（個人情報の適正な収集）

第5条 個人情報は、第3条に定める利用目的の範囲内において、適正かつ公正な手段によって収集されなければならない。

（個人情報の安全管理）

第6条 当会は、各々その保有する個人情報を正確かつ最新な状態に保つとともに、漏洩、滅失、棄損などを防止するため、組織的、人的、物理的、及び技術的措置を講じなければ

ならない。

(職員)

第 7 条 当会は、各々その理事・役員・職員（ボランティアを含む）の個人情報の安全が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の第三者への提供)

第 8 条 当会は、本人の同意を得ることなく、個人情報をみだりに第三者に提供してはならない。

2 但し、ご本人および公衆の生命・健康・財産などの重大な利益を保護するために必要な場合、入金業務や支援依頼・販売物などの発送のための業務の委託先への開示・提供が必要な場合、その他法令などにより開示・提供が必要な場合は除く。

(個人情報の開示、削除等)

第 9 条 当会は、ご本人から個人情報について開示、訂正、追加、削除を求められたときは、必要な確認を行い、迅速に対応しなければならない。

2 当会は、寄付者・協力者のお名前を所在市町村名とともに、当会会報及びホームページで公開しますが、ご本人より匿名や削除を望まれた場合は速やかに対応しなければならない。

(苦情への対応)

第 10 条 当会は、個人情報の取り扱いに関する苦情は事務局長が責任をもって対応し、苦情の申し出があった場合は、合理的な範囲で適切かつ迅速に処理しなければならない。

(具体的な運用)

第 11 条 当会は、本規定のほか、関連規程や法令の遵守を役職員に周知徹底し、また、管理運用体制の継続的改善を努め、実施遵守することに万全を尽くさなければならない。

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2013 年 8 月 1 日から施行する